給与支払報告書（個人別明細書）の記入例及び留意事項

詳細は、国税庁で作成している「令和8年分年末調整のしかた」及び「令和8年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」を必ずご覧ください。

⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）

記入例

※　※種別　※整理番号　※

(受給者番号) ② 0001

(個人番号) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

(役職名)

支払を受ける者 住所 ① 山形県東村山郡山辺町緑ケ丘1234番地 グリーンヒルズ203号

氏名 (フリガナ) ﾔﾏﾉﾍﾞ ﾀﾛｳ　山辺　太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 5,920,000 円	③ 4,296,000 円	4,428,678 円	内 0 円

(源泉)控除対象配偶者の有無等 ④		配偶者(特別)控除の額	⑤ 控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）								16歳未満扶養親族の数	⑦ 障害者の数（本人を除く。）			非居住者である親族の数
			特定		老人			その他		特親		特別		その他	
有	従有	老人		従人	内	人	従人	人	従人	人	従人	⑥ 人	内	人	人	⑧ 人
○			1		1	1				1		5	1	1		1

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
⑨ 610,000 円	内 (120,000) ⑩ 345,678 円	⑪ 85,000 円	8,000 円	⑫ 17,100 円

(摘要) ⑬
租税特別措置法第４１条の１５の５第１項適用
前職分：(有)やまのべまち　山辺町緑ケ丘５　R8.3.31退職
支払額2,345,678円、社保控除123,456円、源泉税額2,000円
(1)山辺 七郎(年少)　山辺花子（退職）妻　平成8年8月8日　550,000円

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	100,000 円	円	10,000 円	20,000 円	円

⑭ 住宅借入金等特別控除の額の内訳									
住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	1 年	5 月	10 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	24,180,000 円
住宅借入金等特別控除可能額	241,800 円	居住開始年月日(2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円

(源泉・特別)控除対象配偶者				配偶者の合計所得					
(フリガナ)	ﾔﾏﾉﾍﾞ ﾊｺ	区分		⑮ 円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円
氏名	山辺　花子				基礎控除の額	⑯ 1,040,000 円	所得金額調整控除額	⑰ 円
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							

⑱ 控除対象扶養親族等

		区分	㉑
1	(フリガナ) ﾔﾏﾉﾍﾞ ｲﾁﾛｳ		20
	氏名 山辺　一郎		
	個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		
2	(フリガナ) ﾔﾏﾉﾍﾞ ｼﾞﾛｳ	区分	02
	氏名 山辺　二郎		
	個人番号 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		
3	(フリガナ) ﾔﾏﾉﾍﾞ ﾊ	区分	
	氏名 山辺　はな		
	個人番号 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		
4	(フリガナ)	区分	
	氏名		
	個人番号		

⑱ 16歳未満の扶養親族

		区分	㉒	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
1	(フリガナ) ﾔﾏﾉﾍﾞ ｻﾌﾞﾛｳ			
	氏名 山辺　三郎			
	個人番号 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6			
2	(フリガナ) ﾔﾏﾉﾍﾞ ｼﾛｳ	区分		
	氏名 山辺　四郎			
	個人番号 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			
3	(フリガナ) ﾔﾏﾉﾍﾞ ｺﾞﾛｳ	区分		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	氏名 山辺　五郎			
	個人番号 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8			(1) 000000000000
4	(フリガナ) ﾔﾏﾉﾍﾞ ﾛｸﾛｳ	区分		
	氏名 山辺　六郎			
	個人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9			

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦 ⑲	ひとり親 ⑳	勤労学生

中途就・退職					受給者生年月日			
就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
○		8	4	1	平成	7	7	7

支払者
個人番号又は法人番号　0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 (右詰で記載してください。)
住所(居所)又は所在地　山形県東村山郡山辺町大字山辺１番地
氏名又は名称　株式会社　山辺町　(電話) 023-667-0000

（市区町村提出用）

①住所	令和9年1月1日現在、住民登録している住所を記載する。
②受給者番号	eLTAXで特別徴収税額通知書（納税義務者用）の電子通知の受取を希望する場合は必ず記載する。
③給与所得控除後の金額（調整控除後）	「令和8年分年末調整のしかた」の「給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた金額を記載する（所得金額調整控除の適用がある場合は、控除後の金額）。
④（源泉）控除対象配偶者の有無等及び配偶者（特別）控除の額	控除対象配偶者の適用を受けている場合は○と控除額を記載する。配偶者特別控除の適用を受けている場合には○を記載せず控除額のみ記載する。
⑤控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）	配偶者および16歳未満以外の扶養親族の人数を数字で記載する。老人扶養のうち、同居老親等の場合は内書欄にも記載する。（老親等：本人又は配偶者の直系尊属） **特定：19歳～22歳（平成16年1月2日～平成20年1月1日生まれ）** **老人：70歳以上（昭和32年1月1日以前生まれ）** **その他：上記以外の控除対象扶養親族** **特親：19歳～22歳（平成16年1月2日～平成20年1月1日生まれ）で、合計所得が62万円超123万円以下の方（令和8年度（令和7年分）から新設された特定親族特別控除対象者）**
⑥16歳未満扶養親族の数	扶養控除は適用されないが、住民税課税判定他各種行政サービスで使用されるので記載漏れに注意。**非居住者の場合は区分欄㉒に○を記載する。** **年少扶養：16歳未満（平成23年1月2日以降生まれ）**
⑦障害者の数（本人を除く。）	特別障害者の場合は「特別」の右枠に記載し、同居の場合は左枠にも記載。 普通障害者の場合は、同居・非同居の別なく「他」欄に記載する。
⑧非居住者である親族の数	配偶者（特別）控除の対象となる配偶者・扶養控除の対象となる扶養親族のうち、日本国内に居住していない人数を記載する。
⑨特定親族特別控除の額	控除した特定親族特別控除の金額を記載（令和8年度（令和7年分）から新設）
⑩社会保険料等の金額	社会保険料の金額および小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載し、小規模企業共済等掛金の額を内書きする。
⑪生命保険料等の金額	控除した金額を記載する。**年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用がある場合は、「摘要」欄に「租税特別措置法第41条の15の5第1項適用」と記載する。**
⑫住宅借入金等特別控除の額	算出した所得税額から差し引いた特別控除の額を必ず記載する。
⑬摘要	◆前職分の支払額を含めて年末調整した場合は、**前職事業所名・所在地・退職年月日・支払額・社会保険料控除額・源泉徴収税額**を記載する。 **※記載が無い場合は他社分給与等は含んでいないとみなします。** ◆普通徴収とする場合は、「普通徴収」「理由区分(A・B・C・D)」を記載する。 ◆訂正分を提出する場合は、朱書きで「訂正分」と記載する。 ◆扶養親族が5人以上いる場合、氏名を記載し、『5人目以降の扶養親族の個人番号』と対応関係が分かるよう、括弧書きで番号をつける。 ◆退職手当等の支払いを受ける配偶者又は扶養親族がいる場合は、氏名の後ろに『（退職）』と、続柄、生年月日、令和8年分の退職所得を除いた合計所得金額を記載する。
⑭住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除がある場合は全てを記載する。 **記入漏れがある場合、正しい控除が適用されない可能性があります。**
⑮配偶者の合計所得	控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得（※収入金額ではない）を記載する。
⑯基礎控除の額	「給与所得者の基礎控除申告書」から転記する。 **※令和7年分から基礎控除が改正され、細分化されたのでご注意ください。**
⑰所得金額調整控除額	所得金額調整控除の適用がある場合は記載する。必要に応じて「摘要」欄にも記載する。
⑱（源泉・特別）控除対象配偶者 控除対象扶養親族 16歳未満の扶養親族	**氏名・フリガナ・マイナンバー**を必ず記載する。いずれかの記載が無い場合は個人の特定ができないため控除が適用できない場合があります。 **非居住者あるいは特定親族特別控除対象者の場合は区分欄㉑に該当数字を記載する。**
⑲寡婦 ※ひとり親との併用不可	「⑲ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別したあと婚姻していない方又は夫が生死不明などの方 ◆夫と離別したあと婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
⑳ひとり親 ※寡婦との併用不可	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が62万円以下の生計を一にする子（※他の者の同一生計配偶者や扶養親族は除く）がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと